

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則	ページ
○ 北九州市会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則【総務局人事部人事課】	3
○ 北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則【総務局人事部人事課】	8
◇ 告 示	
○ 徴収事務の委託（2件）【小倉北区役所まちづくり整備課】	10
○ 徴収事務の委託【八幡西区役所まちづくり整備課】	12
○ 収納事務の委託【市民文化スポーツ局漫画ミュージアム事務局】	13
◇ 公 告	
○ 公募型プロポーザル方式に係る手続の開始【環境局環境国際経済部温暖化対策課】	14
○ 北九州広域都市計画道路事業の認可に係る図書の写しの縦覧【建設局道路部道路建設課】	17
○ 北九州広域都市計画道路事業の認可の告示【建設局道路部道路建設課】	18
◇ 上下水道局	
○ 公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理の開始（5件）【上下水道局下水道部下水道計画課】	19

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員及び臨時的任用職員の多様な価値観や個性の違いを認め合える組織風土の醸成を図るとともに、働きやすい環境を整備するため、次のとおり関係規定を改めることにしました。

- 1 一部の休暇等の取得について、会計年度任用職員等との関係において一方又は双方が典型とされない性的指向又は性自認を有し、当該職員と婚姻関係と異なる程度の実質を備える社会生活を営む関係にある者として市長が定めるものを配偶者と同様の取扱いにすることにしました。
- 2 任期が6箇月未満の場合に、1週間当たりの勤務日数や任期に応じて年次休暇を付与することにしました。
- 3 慶弔に関する特別休暇を拡充することにしました。
この規則は、令和2年3月26日から施行することにしました。

◇北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の多様な価値観や個性の違いを認め合える組織風土の醸成を図ることを目的に、一部の休暇等の取得について、職員との関係において一方又は双方が典型とされない性的指向又は性自認を有し、当該職員と婚姻関係と異なる程度の実質を備える社会生活を営む関係にある者として市長が定めるものを配偶者と同様の取扱いにするため、関係規定を改めることにしました。

この規則は、令和2年4月1日から施行することにしました。

北九州市会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月26日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第17号

北九州市会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

北九州市会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年北九州市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び会計年度任用職員等との関係において一方又は双方が典型とされない性的指向又は性自認を有し、当該会計年度任用職員等と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係（以下「パートナーシップ関係」という。）にある者として市長が定めるもの（以下「パートナーシップ関係にある者」という。）をいう。以下同じ。）

(2) 会計年度任用職員等又は会計年度任用職員等とパートナーシップ関係にある者の2親等以内の親族

第3条第3項第3号中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

第14条第1項中「（次項において）」を「（以下）」に、「以下」を「次項において」に改め、「。次項において同じ」を削る。

第17条第1項中「については別表第1」を「のうち、任期が6箇月以上あるもの（再度の任用又は異なる会計年度任用の職若しくは臨時的任用の職への任用（以下「再度の任用等」という。）により再度の任用等前の任期と通算すると任期が6箇月以上となる者を含む。）については別表第1のアの表、任期が6箇月に満たないもの（再度の任用等により再度の任用等前の任期と通算すると任期が6箇月以上となる者を除く。）については別表第1のイの表」に、「については別表第2」を「のうち、任期が6箇月以上あるもの（再度の任用等により再度の任用等前の任期と通算すると任期が6箇月以上となる者を含む。）については別表第2のアの表、任期が6箇月に満たないもの（再度の任用等により再度の任用等前の任期と通算すると任期が6箇月以上となる者を除く。）については別表第2のイの表」に改める。

第24条第2項中「再度の任用又は異なる会計年度任用の職若しくは臨時的任用の職への任用（以下「再度の任用等」という。）」を「再度の任用等」に

改める。

別表第1中「年次休暇付与日数」を「年次休暇付与日数
ア 会計年度任用職員等の任期が6箇
月以上ある者の年次休暇付与日数」に改め、同表の備考第1号中「会計年度任
用職員等の任期が6箇月以上の者に対し」を削り、同表の備考第2号中「会計
年度任用職員等の任期が6箇月に満たない者は、」を削り、「場合又は再度の
任用等により再度の任用等前の任期と通算すると任期が6箇月以上となる場合
は」を「者に対しては」に、「更新又は再度の任用等」を「更新」に改め、同
号ただし書を次のように改める。

ただし、更新前の任期においてイの表又は別表第2のイの表の規定に
より年次休暇を付与されている者については、市長が別に定める。

別表第1に次の1表を加える。

イ 会計年度任用職員等の任期が6箇月に満たない者の年次休暇付与日数

任期	年次休暇の日数
1箇月以上2箇月未満	1日
2箇月以上4箇月未満	2日
4箇月以上6箇月未満	4日

備考 この表を適用するに当たっては、アの表の備考第1号、第2号及び
第4号の規定を準用する。この場合において、同表の備考第2号中「6
箇月」とあるのは、「1箇月」と読み替えるものとする。

別表第2中「年次休暇付与日数」を「年次休暇付与日数
ア 会計年度任用職員等の任期が6箇

月以上ある者の年次休暇付与日数」に改め、同表の備考中「別表第1」の次に
「のアの表」を加え、「から第4号まで」を「、第2号及び第4号」に改め、
同表に次の1表を加える。

イ 会計年度任用職員等の任期が6箇月に満たない者の年次休暇付与日数

1週間当たり の勤務日数	年次休暇の日数	
	任期が2箇月以上4箇月未満	任期が4箇月以上6箇月未満
4日	1日	3日
3日	1日	2日
2日		1日
1日		

備考 この表を適用するに当たっては、別表第1のアの表の備考第1号、第2号及び第4号の規定を準用する。この場合において、同表の備考第2号中「6箇月」とあるのは、「2箇月」と読み替えるものとする。

別表第3中12の項を13の項とし、9の項から11の項までを1項ずつ繰り下げ、同表の8の項中「任期が6箇月以上の会計年度任用職員等にあつては付表第1、任期が6箇月未満の会計年度任用職員等にあつては付表第2」を「付表」に改め、同項を同表の9の項とし、同表の7の項を同表の8の項とし、同表の6の項を同表の7の項とし、同表の5の項中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同項を同表の6の項とし、同表の4の項を同表の5の項とし、同表中

3 骨髄移植のための骨髄の提供等	無給	必要と認められる期間	骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対しての登録の申出に伴い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者への骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供に伴う必要な検査、入院等をする場合に与えられるものとする。
------------------	----	------------	---

を

3 骨髄移植のための骨髄の提供等	無給	必要と認められる期間	骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対しての登録の申出に伴い、又は配偶者等、父母、子及び兄弟姉妹以外の者への骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供に伴う必要な検査、入院等をする場合に与えられるものとする。
4 職員の結	有給	休業日を除き	(1) 結婚の日又はパートナ

に

婚又はパートナーシップ形成	、5日以内の引き続く日数	<p>ーシップ形成の日は、休暇の期間内のいずれの日又は休暇の期間に連続する日でなければならない。</p> <p>(2) 前号のパートナーシップ形成の日とは、パートナーシップ関係を有することとなる日として市長が認めた日をいう。</p>
---------------	--------------	--

改める。

別表第3の付表第2を削り、別表第3の付表第1を次のように改める。

別表第3の付表

死亡した者		忌引日数
配偶者等		10日
血族	1 親等の直系尊属（父母）	10日
	1 親等の直系卑属（子）	10日
	2 親等の直系尊属（祖父母）	5日
	2 親等の直系卑属（孫）	5日
	2 親等の傍系者（兄弟、姉妹）	5日
	3 親等の傍系尊属（伯叔父母）	2日
	3 親等の傍系卑属（甥姪）	2日
姻族	4 親等の傍系者（従兄弟、従姉妹）	2日
	1 親等の直系尊属	5日
	1 親等の直系卑属	5日
	2 親等の直系尊属	2日
	2 親等の傍系者	2日
3 親等の傍系尊属	1日	

備考

- (1) 生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。
- (2) いわゆる代襲相続の場合において、祭具等の継承を受けた者は、1親等の直系血族に準ずる。
- (3) 会計年度任用職員等とパートナーシップ関係にある者の血族の場合は、姻族に準ずる。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 2 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 1 8 号

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和 3 8 年北九州市規則第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 5 第 3 項第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

(1) 配偶者等（配偶者及び職員との関係において一方又は双方が典型とされない性的指向又は性自認を有し、当該職員と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係（以下「パートナーシップ関係」という。）にある者として市長が定めるもの（以下「パートナーシップ関係にある者」という。）をいう。以下同じ。）

(2) 職員又は職員とパートナーシップ関係にある者の 2 親等以内の親族
第 4 条の 5 第 3 項第 3 号中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

別表第 3 の 3 の項中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同表の 5 の項を次のように改める。

5 職員の結婚又はパートナーシップ形成	休業日を除き、5 日以内の引き続く日数	(1) 結婚の日又はパートナーシップ形成の日は、休暇の期間内のいずれの日又は休暇の期間に連続する日でなければならない。 (2) 前号のパートナーシップ形成の日とは、パートナーシップ関係を有することとなる日として市長が認めた日をいう。
---------------------	---------------------	---

別表第 3 の 7 の項中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同表の 8 の項中「男性職員」を「職員」に、「配偶者」を「配偶者等」に改め、同表の 9 の項及び 1 3 の項中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

別表第 3 の付表中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同表の備考に次の 1 号を加える。

(3) 職員とパートナーシップ関係にある者の血族の場合は、姻族に準ずる。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第 3 の 5 の項の規定は、この規則の施行の日以後にその期間が開始する特別休暇から適用し、同日前にその期間が開始する特別休暇については、なお従前の例による。

北九州市告示第73号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、三萩野公園駐車施設における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和2年3月26日

北九州市長 北橋健治

受託者		委託期間
名称	住所	
トステム株式会社北九州支社	北九州市戸畑区川代二丁目1番2号	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

北九州市告示第74号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、延命寺臨海公園駐車施設の使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和2年3月26日

北九州市長 北橋健治

受託者		委託期間
名称	住所	
アマノマネジメントサービス株式会社北九州営業所	北九州市小倉南区湯川二丁目9番22号	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

北九州市告示第75号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、大池公園駐車施設の使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和2年3月26日

北九州市長 北橋健治

受託者		委託期間
名称	住所	
朝日警備保障株式会社 北九州営業所	北九州市小倉南区徳力 二丁目1番2号村上ビル 201号	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで

北九州市告示第76号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市漫画ミュージアムにおける陳列品の観覧料及び物品売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年3月26日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社ヒューマン・クリエイト	北九州市小倉北区室町二丁目10番4号	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

北九州市公告第204号

次のとおり応募者に資格条件を付与した公募型プロポーザル方式に係る手続を開始する。

令和2年3月26日

北九州市長 北橋健治

1 業務概要

- (1) 業務名 北九州水素タウン展示ブース制作業務
- (2) 業務内容 水素社会の実現を目指し、北九州水素タウンでの実証・PR拠点化に向けた取組みを進めている。その一環として、東京都と連携して、東京オリンピック・パラリンピックの期間中に北九州市展示ブースを設置し、水素タウンの取組みを国内外に向け幅広くアピールする。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和2年10月30日まで

2 参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項及び北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号）第7条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (2) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 次の申立てがなされていないこと。
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の申立て
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 役員等（役員及び従業員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不当な利益を得る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の活動又は運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に不適切な関係を有していると認められる者

カ 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用している者

(5) 法人税及び事業所所在地における地方税（法人住民税、事業税等をいう。）が未納でないこと。

(6) 受託者に選定された場合、履行期限内に当該業務の履行完了が可能な体制にあり、かつ、企画提案書提出時の総括責任者が当該業務を担当できること。

3 受託候補者を選定するための評価基準

(1) 業務実績

(2) 企画提案書内容

(3) 工程管理

(4) 見積の妥当性

4 契約の交渉等

前項の評価基準により決定した受託候補者と、第1項の業務の委託契約締結の交渉を行う。

5 手続等

(1) 担当部局

北九州市環境局環境国際経済部温暖化対策課

北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2286

(2) 説明書の交付場所、交付期間及び交付方法

ア 交付場所 前号に同じ。

なお、説明書は、北九州市環境局環境国際経済部温暖化対策課のホームページにも掲載する。

イ 交付期間 この公告の日から令和2年4月9日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

ウ 交付方法 無償にて交付する。

なお、説明書の郵送又はFAXによる入手申込みは、認めない。

(3) 応募書類の提出場所、提出期限及び提出方法

ア 提出場所 第1号に同じ。

イ 提出期限 令和2年4月10日午後3時まで

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送は、書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 前項第1号に同じ。

(4) 詳細は、説明書による。

北九州市公告第205号

福岡県知事より次の北九州広域都市計画道路事業の認可に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第2項の規定により、これを北九州市建設局道路部道路建設課において公衆の縦覧に供する。

令和2年3月26日

北九州市長 北 橋 健 治

3・4・44-214号 砂津鍛冶町線

北九州市公告第206号

北九州広域都市計画道路事業の認可の告示（令和2年3月6日付福岡県告示第267号）があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年3月26日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 都市計画事業の種類
道路事業
- 2 都市計画事業の名称及び事業地の所在

名称	所在
3・4・44-214号 砂津鍛冶町線	北九州市小倉北区砂津一丁目、砂津三丁目、鍛冶町二丁目及び米町二丁目地内

- 3 施行者の名称
北九州市
- 4 事務所の所在地
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市建設局道路部道路建設課

なお、事業地の詳細については、本事業に関する図書を上記の事務所において縦覧に供している。

北九州市上下水道局告示第5号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、この告示の日から供用及び下水の処理を開始すべき日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道計画課及び北九州市門司区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月26日

北九州市上下水道局長 中西満信

1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和2年3月31日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水を排除及び処理すべき区域
北九州市門司区大字今津の一部
〃 〃 大字田野浦の一部

3 排水施設の位置及び合流式又は分流式の別

排水施設の位置	合流式又は分流式の別
北九州市門司区大字今津地内及び大字田野浦地内の各一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市小倉南区中吉田二丁目10番1号

北九州市曾根浄化センター

北九州市上下水道局告示第6号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、この告示の日から供用及び下水の処理を開始すべき日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道計画課及び北九州市小倉北区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月26日

北九州市上下水道局長 中西満信

1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和2年3月31日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水を排除及び処理すべき区域
北九州市小倉北区泉台二丁目の一部
〃 〃 東港二丁目の一部

3 排水施設の位置及び合流式又は分流式の別

排水施設の位置	合流式又は分流式の別
北九州市小倉北区泉台二丁目地内及び東港二丁目地内の各一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市小倉北区西港町96番3号

北九州市日明浄化センター

北九州市上下水道局告示第7号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、この告示の日から供用及び下水の処理を開始すべき日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道計画課及び北九州市小倉南区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月26日

北九州市上下水道局長 中西満信

1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和2年3月31日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水を排除及び処理すべき区域	
	北九州市小倉南区大字木下の一部
〃	〃 大字母原の一部
〃	〃 隠蓑の一部
〃	〃 上石田二丁目の一部
〃	〃 上吉田六丁目の一部
〃	〃 朽網西二丁目の一部
〃	〃 朽網東三丁目の一部
〃	〃 葛原高松二丁目の一部
〃	〃 葛原東四丁目の一部
〃	〃 葛原本町一丁目の一部
〃	〃 下石田一丁目の一部
〃	〃 下曾根四丁目の一部
〃	〃 下貫四丁目の一部
〃	〃 徳力一丁目の一部
〃	〃 沼本町二丁目の一部

北九州市小倉南区沼緑町二丁目の一部
〃 〃 湯川三丁目の一部

3 排水施設の位置及び合流式又は分流式の別

排水施設の位置	合流式又は 分流式の別
北九州市小倉南区大字木下地内、大字母原地内、隠蓑地内、上石田二丁目地内、上吉田六丁目地内、朽網西二丁目地内、朽網東三丁目地内、葛原高松二丁目地内、葛原東四丁目地内、葛原本町一丁目地内、下石田一丁目地内、下曾根四丁目地内、下貫四丁目地内、徳力一丁目地内、沼本町二丁目地内、沼緑町二丁目地内及び湯川三丁目地内の各一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市小倉北区西港町 9 6 番 3 号

北九州市日明浄化センター

北九州市小倉南区中吉田二丁目 1 0 番 1 号

北九州市曾根浄化センター

北九州市上下水道局告示第8号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、この告示の日から供用及び下水の処理を開始すべき日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道計画課及び北九州市若松区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月26日

北九州市上下水道局長 中西満信

1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和2年3月31日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水を排除及び処理すべき区域
北九州市若松区青葉台西六丁目の一部
〃 〃 大字安屋の一部
〃 〃 南二島四丁目の一部

3 排水施設の位置及び合流式又は分流式の別

排水施設の位置	合流式又は分流式の別
北九州市若松区青葉台西六丁目地内、大字安屋地内及び南二島四丁目地内の各一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市若松区大字安瀬64の15

北九州市北湊浄化センター

北九州市上下水道局告示第9号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、この告示の日から供用及び下水の処理を開始すべき日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道計画課及び北九州市八幡西区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月26日

北九州市上下水道局長 中西満信

1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和2年3月31日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水を排除及び処理すべき区域	
北九州市八幡西区大字笹田の一部	
〃	〃 木屋瀬二丁目の一部
〃	〃 三ツ頭二丁目の一部
〃	〃 元城町の一部

3 排水施設の位置及び合流式又は分流式の別

排水施設の位置	合流式又は分流式の別
北九州市八幡西区大字笹田地内、木屋瀬二丁目地内、三ツ頭二丁目地内及び元城町地内の各一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市八幡西区夕原町1番1号

北九州市皇后崎浄化センター